

男女平等推進計画(第5次)進捗状況調査票(平成29年度分)

資料2

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
------	-------	------	-----	----------	---------------	----------	----

目標1 男女平等意識を持ち、あらゆる分野への男女共同参画を推進します

課題1 男女平等の意識づくりと理解の促進

施策の方向1 学校等における男女平等教育の推進

1	学校での人権教育の推進	児童・生徒等が発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性を理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認められるようになること等を目標に人権教育を推進します。	指導室	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育活動全体を通じた計画的な人権教育の推進を目指し、各校において人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、指導を徹底。 各校において人権教育推進担当を校務分掌に位置付けた組織的な人権教育の推進。 学校生活全体における言語環境を整えるなど教室環境の整備の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> すべての学校において人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、指導を徹底した。 すべての学校で人権教育担当者を配置し、組織的な人権教育を実施した。 今後の課題として、継続して重要な教育課題として校長会、副校長会、各主任会等で啓発していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育の全体計画及び人権教育の年間指導計画の作成・指導室への提出の継続。 人権教育推進担当を校務分掌に位置付けた組織的な人権教育の継続。 学校生活全体における言語環境を整えるなど教室環境の整備の継続。 	
2	学校における男女平等にかかわる適正な指導	「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、男女が互いの違いを認めつつ個人として尊重される本質的平等の理念の理解のため、男女平等教育を適正に推進します。	指導室	<ul style="list-style-type: none"> 各校が、学習指導要領及び「東京都男女平等参画基本条例」に基づき、学校教育全体を通して、男女平等教育が適正に実施できるよう、教育課程及び人権教育の年間指導計画に位置付け、推進。 	<ul style="list-style-type: none"> すべての学校が男女平等教育を教育課程、人権教育の全体計画及び人権教育の年間指導計画に位置付け、計画的に実施した。 男女平等教育にかかわる様々な課題の解決に向け、知識を身に付けるだけでなく、各教科等、すべての教育活動において学んだことを実践的な行動に結びつけていく指導の一層の充実が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女平等教育の教育課程への位置付け、人権教育の全体計画及び人権教育の年間指導計画の作成・指導室への提出の継続。 次年度の教育課程編成時における実践的な行動と結びつける指導の充実の徹底。 	
3	児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進	児童・生徒等が生命・人間尊重、男女平等に基づいて、互いの性を尊重し、意思決定能力を身に付け、望ましい行動がとれるよう、発達段階に適応した性教育を推進します。	指導室	<ul style="list-style-type: none"> 各校が、道徳教育の全体計画及び道徳の年間指導計画を作成し、教育活動全体を通じて実施。 保健体育科教員や養護教諭、保健主任、道徳教育推進教師を校務分掌に位置付けた組織的な性教育の推進 中学校の保健体育科における「保健」の時間による適正な実施 宿泊学習の事前学習などの機会を活用し、実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育の全体計画及び道徳の年間指導計画に位置付け、学校全体で組織的・計画的に実施した。 宿泊学習の事前学習等の機会をとらえ、計画的に実施した。 今後の課題としては、養護教諭の専門性を活かした授業の推進である。 	<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育の全体計画及び道徳科の年間指導計画の作成・指導室への提出の継続。 保健体育科教員や養護教諭、保健主任、道徳教育推進教師を校務分掌に位置付けた組織的な性教育の継続。 	
4	人権教育に関する研修等	教育委員会の教育目標や基本方針に記されている人権尊重の精神を児童・生徒にはぐむため、教員の人権教育に関する知識や理解を深めるため研修を実施します。	指導室	<ul style="list-style-type: none"> 区主催の人権教育研修会を年間3回実施。研修のテーマについては、①5月「人権課題全般」、②7月「多様な性と多様な生き方(男女平等教育)」、③11月「東京都人権尊重教育推進校研究発表会(東綾瀬小学校)」で行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 区主催の人権教育研修会を年間3回実施し、区内525名の教職員(第1回 85名、第2回 88名、第3回 352人)が参加した。※昨年度は237名 今後の課題としては、研修課題のテーマ・内容・講師の選定を的確に行っていくことである。 	<ul style="list-style-type: none"> 区主催の人権教育研修会を年間3回継続して実施。①5月 人権課題全般、②7月 男女平等、③同和問題 ※全ての研修会について、初任者研修課題別研修の単位とし、受講を促す。 	
5	男女平等教育を進めるための教員研修	教員自身の男女平等教育に関する理解を深めるため、全区立小中学校・幼稚園の人権教育担当者を対象に指導室と人権推進課との共催で研修会を行います。	指導室 人権推進課	<p>「多様な性と多様な生き方～男女平等教育から性の平等教育へ～」 平成29年7月28日(金)午後2時30分～4時30分 講師：NPO法人共生社会をつくるセクシュアルマイノリティ支援全国ネットワーク 代表理事 原ミナ汰 運営委員 大賀 一樹 対象：区立の幼稚園・小学校・中学校に勤務する教職員 参加者：88名</p>	<p>講義及びワーク形式で開催した。 講座を通じて、「男女平等や多様な性について考えるよい機会となった。」など、肯定的な感想が多く見られた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指導室と人権推進課との共催で、「ジェンダー全般」に関する研修会を下記の通り実施。 日時：平成30年7月30日(月)午後 対象：区立の幼稚園・小学校・中学校に勤務する教職員 	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
6	男女平等保育を進めるための保育士研修	固定的性別役割分担意識にとられず、個々の個性を大切に保育推進を目的として、保育に携わる職員を対象に男女平等に関する研修会を実施します。	保育課 人権推進課	【テーマ】 「固定的性別役割分担意識にとられない保育をプロデュース～多様性を認め合い、生きていく力を身につけるために～」 【日時】 平成29年11月30日(木) 午後2時30分～4時30分 【講師】 小田原短期大学保育学科 准教授 菊地 篤子 氏 【対象】 区内の公立・私立保育園の保育士・看護師及び家庭的保育事業者 【参加者】 94名	アンケート結果では、「性差や子どもへの声掛けについてあらためて考える機会となった」といった意見が多く寄せられている。 今後、多様性を認め合い、子どもの個性を尊重していくため、保育園が果たすべき役割を理解し、適切な対応ができるよう、研修で学んだことを各園全体で共有し、実践していくことが必要である。	11月頃実施予定(テーマ未定)	
施策の方向2 男女平等の意識づくりと情報提供							
7	男女共同参画週間に向けた取組	男女共同参画週間について、毎年、「広報かつしか」で周知を行うとともに、男女平等推進センターにおける講座・講演会等の取組を掲載します。	人権推進課	男女共同参画週間(6/22～6/29) 広報かつしか6月15日号に男女共同参画週間特集を組み、男女平等や男女共同参画への理解を深める記事を掲載するとともに、男女平等推進センターの利用について案内を掲載した。	広報かつしか6月15日号の記事が多かったため、男女共同参画週間特集は6月25日号に掲載となった。	広報かつしか6月15日号に特集を掲載する。	
8	男女平等に関する講座・講演会	男女平等の意識づくりと理解の促進に向けた学習の場・機会として、講座・講演会を開催します。	人権推進課	「夏休みわくわく企画！働くママ・パパ応援講座」～ママにも夏休み 私だけの時間、私だけの作品づくり～ 7月29日(土)午前10時～正午 対象：小学校1～4年生までの子どもの母親 講師：海原由佳(カウンセラー) 内容：自分を象徴するものを使ってコラージュ作品を作り、作品を見ながら受講者全員でシェアする。	本講座は、集客が難しい男性を講座に呼び込む目的で、区民向けワークライフバランス講座である「オトコの家庭進出実践講座&子どものおはなし会、ジャンボカルタで遊ぼう！パパと子どものベアマツチ」と同時開催で企画したが、申込は少なく、集客面で課題が残った。原因として考えられるのは、広報かつしかの同号に子供向けの講座の特集ページがあり、同日開催の夏休み宿題完成型の講座が複数あったことが考えられ、今後は、あえて夏休みの時期を外して日程設定する、または広報かつしかの掲載時期を早めるなど再考が必要である。	実施予定	
				「ママとパパのハッピー・コミュニケーション講座」全2回 9月2日(土)、9月23日(土)午前10時～正午 対象：子育て中の夫婦またはカップル 15組30名 第1回 9/2 「怒りは連鎖させない！～夫婦で学ぶアンガーマネジメント～」相原あすかさん(一般社団法人日本アンガーマネジメント協会認定ファシリテーター、怒りの感情教育Clair代表) 第2回 9/23 「夫婦で子育てを楽しもう！～パートナーシップ強化の極意～」林田 香織さん(ロジカル・ベアレンティンクLLP代表 NPO法人ファザーリングジャパン理事)	1歳以上未就学児の保育を用意していたが、当日1歳未満の子を連れて出席されたカップルが3組。子連れ同席受講不可の前提であったが、急ぎ講師、参加者の了承をとり子連れ同席可とした。同席不可の講座の場合、告知の段階から明記する必要がある。また、子育て中のカップルを対象とした講座は、同席とする等企画段階での検討も必要である。	実施予定	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
8	男女平等に関する講座・講演会	男女平等の意識づくりと理解の促進に向けた学習の場・機会として、講座・講演会を開催します。	人権推進課	<p>「自分らしさで輝く オトナのオンナ」 日時：9月19日(火)、10月10日(火)、11月6日(月)、12月12日(火)、2月6日(火)、3月6日(火) 何れも午前10時～正午(11月6日のみ午後1時30分～2時30分/自由参加) 対象：おおむね40歳以上の女性 講師：諸橋泰樹(フェリス女学院大学文学部コミュニケーション学科教授)、佐藤利絵(フェイスストレッチングインストラクター)、江原由美子(横浜国立大学都市社会共生学科教授)、大野久美子(日本紅茶協会認定ティーインストラクター)、村田晶子(早稲田大学文学学術院教授) 内容：ジェンダーとメディアリテラシーや女性の貧困等の講義とワーク、フェイスストレッチや紅茶の入れ方等の実習、裁判傍聴(自由参加)。 参加者：9/19 16名、10/10 20名、11/6 12名、12/12 12名、平成30年2/6 12名、3/6 10名</p>	<p>「オトナのオンナ」の名称で平成25年度より実施。複数年にわたる受講申込み者もあり区民に定着・好評を得ている講座の一つであり、今年度も好評を得た。 対象は子育てや仕事が一段落した女性でおおむね40歳以上と、29名の申込者がいたが、有職者の申込みも少なくなく、開催期日により参加のばらつきがあった。 6回の連続講座で6か月程度の期間があるので、参加者自身のスケジュール管理も難しい点があると思われる。実施期間や開催曜日について、検討したい。</p>	<p>「オトナのオンナの自由時間(仮題)」 6回の連続講座(9月より開始予定) 対象：おおむね40歳以上の女性 第1回 9/29(土) 国広陽子(元武蔵大学名誉教授)「映像で見るオトナのオンナ～ココ・チャンネル」、第2回 10/13(土) 石井クンツ昌子(お茶の水女子大学教授)「オトナのオンナの女性学」、第3回 10/27(土) 高鶴礼子(全日本川柳協会常任幹事 柳誌ノエマノエシス代表 川柳作家 詩人)「オトナのオンナの実作川柳」第4回 11/5(月)「オトナのオンナの社会科学見地裁へGO」(裁判傍聴)、東京地方裁判所「裁判傍聴」(現地集合・解散、自由参加)、第5回 11/17(土) 小林優子(OODandLIFE 薬膳フードデザイナー)「オトナのオンナの“体質に合わせた薬膳講座”～まいにちの食事で体も心も美しく元気に！～」、第6回 12/8(土) 萩原なつ子(立教大学教授)「オトナのオンナの社会改革」</p>	
				<p>「フリーなママになるレッスン」 平成30年1月11日、18日、25日のすべて木曜日 対象：子育て中(乳幼児)の母親 第1回「ママのための女性学～子育て中でも自分らしく」石井クンツ昌子(お茶の水女子大学教授) 第2回「ママのための絵本時間～見えないものが見えてくる～」木村民子(和洋女子大学非常勤講師) 第3回「ママのための自分探し～いいママからの卒業～」高山直子(カウンセリング&サポートN)</p>	<p>母親向け講座として年2回開催していた「幸せなママになるレッスン」を講座名を変更して開催した。第1回の石井クンツ昌子先生はそのまま、2回目と3回目を新規の講師で開催した。受講者の感想によれば「フリーなママになる」という講座名が魅力的だったらしく、受講率が高かった。講師たちもその期待に応えて受講者の満足度は高かった。</p>	<p>「フリーなママになるレッスン(仮題)」 3回の連続講座 対象：子育て中(乳幼児)の母親</p>	
9	固定的性別役割分担意識にとらわれない職業観の育成	固定的性別役割分担意識にとらわれず、自分の興味や能力を活かす進路・職業を主体的に選択できるよう、学生やその保護者を対象に講座・講演会を開催します。	人権推進課	実施なし	実施なし	10月実施予定	
10	パルフェスタ(男女平等推進センターまつり)	男女平等推進センター登録団体の活動発表と区主催事業を実施し、広く区民に男女平等推進センターをアピールし、来館者に男女平等について考えるきっかけを提供します。	人権推進課	<p>H30/3/3 ・男女平等に関する展示 ・登録団体の作品展示・舞台発表 ・相談コーナー・軽食、手作り小物等販売等 来場者数：1,234名</p>	<p>ウィメンズバルに初めて来た来場者は23.0%であり、昨年より5.7%上昇した。男女共同参画講演会と同日開催としたことや、新規のイベント実施等もあり、パルフェスタがウィメンズバルを周知する場として機能している。</p>	平成31年3月2日(土)開催予定。	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
11	啓発物等の発行	男女平等に関する意識づくりや情報提供のための啓発物等を作成・配布します。	人権推進課	「男女共同参画カレンダー」(H30/3月発行)発行部数1,500部主にパルフェスタにて配布	各月のページに、男女平等参画を推進・啓発するためのコラムの他、標語・川柳も掲載した。	「男女共同参画カレンダー」(H31/3月発行)発行部数 1,500部	
12	かつしか区民大学	「多様な学びによる自己実現」「地域に貢献できる人材育成」、「区民の参画・協働による運営」を重点方針とし、庁内連携を進め、男女平等、人権尊重を基調とした事業に取り組みます。	生涯学習課	重点方針に基づき、平成29年度は103講座を実施した。 庁内連携のために、区民大学関係所管課長で構成する庁内連絡会および庁内連絡会担当者をそれぞれ2回開催した。 また、人権・男女平等にかかわる講座として人権講座(特別企画講演会)、人権講座(連続講座)、男女共同参画基礎講座(7講座)を実施した。	平成29年度も引き続き、「人権講座(特別企画講演会)」「人権講座(連続)」「男女共同参画基礎講座」を区民大学単位認定講座に位置づけて実施した。そのうち、「男女共同参画基礎講座」については前年度から3講座(「夏休みわくわく企画!働くママ・パパ応援講座」、「ママとパパのハッピー・コミュニケーション講座」、「女の子たちの今～セカイとニッポン～」<国際ガールズデイ企画>)増やし、7講座実施した。	平成30年度は区民大学全体で96講座を予定(平成30年4月時点)。 また、人権・男女平等にかかわる講座として引き続き、人権講座(特別企画講演会)、人権講座(連続講座)、男女共同参画基礎講座(4講座)を予定。	
13	職員を対象とした男女平等・人権研修	昇任時の職層研修及び組織係長着任時の研修において、男女平等を含む人権推進に関する科目を実施します。	人材育成課	(1)新任研修「区職員として」 日程:4月4日(火)、対象者:平成29年度新規採用職員 受講者数:101人 (2)同和問題フィールドワーク 日程:10月5日(木)・12日(木)・13日(金)・19日(木)、対象者:採用3年目の職員、受講者数:123人 (3)中堅職員研修(初級) 日程:1月17日(水)・24日(水)、対象者:平成29年度主任主任事選考合格者、受講者数:62人 (4)職場での育成(組織マネジメント) 日程:4月10日(月)・21日(金)、対象者:組織係長着任者、新任評定者(管理職)、受講者数:25人 (5)職場での育成(マネジメントの基本) 日程:1月30日(火)・31日(水)、対象者:主査1年目の職員、受講者数:22人 (6)同和問題と人権 日程:3月12日(月)、対象者:希望する職員、受講者数:47人 (7)同和問題懇談会 日程:2月13日(火)、対象者:管理職、受講者数:30人	人権推進課と連携し人権講義を実施すると共に、「こんにちは人権」や「みんなの人権」といった新聞や小冊子等を配付した。 研修実施後には、「改めて人権を意識した」という受講生の報告が多々見られる。管理職、一般職問わず、職員一人ひとりの人権意識を向上させるために、今後も引き続き幅広い職層に対して研修を実施することが重要である。	(1)新任研修「区職員として」 日程:4月3日(火) 対象者:平成30年度新規採用職員 (2)同和問題研修「フィールドワーク」 日程:10月12日(金)・19日(金)・23日(火) 対象者:採用3年目の職員 (3)主任研修Ⅰ 日程:1月16日(水)・23日(水) 対象者:平成30年度主任事選考合格者 (4)職場での育成(組織マネジメント) 日程:4月11日(火)・18日(水) 対象者:組織係長着任者、新任評定者(管理職) (5)職場での育成(マネジメントの基本) 日程:1月24日(木)・30日(水) 対象者:主査1年目の職員 (6)同和問題と人権研修 日程:3月中 対象者:希望する職員	
施策の方向3 男性の家庭生活への意識啓発と参画支援							
14	男性の家庭生活参画促進に関する普及・啓発	男性の家事・育児・介護への参画が進むよう、意識啓発に関する事業や情報提供を行います。	人権推進課	ママとパパの愛情アップ講座—お父さんのための「赤ちゃんとの遊び、ふれあい」(7月と11月に実施) 対象:0歳児のお子さんとその両親 10組 講師:二瓶保氏(東立石保育園園長)ほか保育士3名 H29/7/9 参加者:11名 H29/11/19 参加者:5名	「産後うつ予防と骨盤体操」との合同講座とした。「産後」講座の講師から「お母さんを支える」役割の大切さについての話を夫婦揃って聞いていただき、男性の家事育児参画を促すことができた。また、赤ちゃんとの遊び方、ふれあい、子育て中の事故防止などについて、保育士や看護師からの説明があり、父親の育児へも関心が高まったと思われる。両講座同時開催ならではの満足度につながったのではないと思う。	「パパといっしょに絵本ライブ」9/30(土)10時～正午 講師:安藤哲也さん率いるパパ's絵本プロジェクト乳幼児と父親30組	
15	男性向け冊子の作成	男性の家庭生活参画を促進するため、男性の意識啓発や家庭参画に関する情報誌等を発行します。	人権推進課	男性向けワーク・ライフ・バランス啓発冊子「やってみよう!おれのワーク・ライフ・バランス@かつしか」 作成部数:12,000部(4,000部×3年分)	作成にあたり、公募区民4人と区でプロジェクトチームを結成し、全5回の会議を開催した(H29/6/14、7/19、8/19、10/4、11/8)。会議では冊子の内容検討、校正等を実施。完成した冊子は、地区センター、図書館、子育て関連施設等に配布を行った。	30年度分(4,000部)の配布を行う。	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
16	ハローベビー教室・パパママ学級(母親学級)	男性の家庭生活参画を支援するため、妊娠中のパートナーと一緒に参加するハローベビー教室・パパママ学級を開催します。講座の参加などをきっかけとした男性同士のネットワークづくりを支援します。	子ども家庭支援課	ハローベビー教室 17回 延べ851名参加(うち父親145名) 平日パパママ学級 17回 延べ369名参加(うち父親171名) 休日パパママ学級 30回 延べ1039名参加(うち父親519名)	父親の参加はハローベビー教室(109名→145名)に増加している。平日パパママ学級は(201名→171名)に減少したが、休日パパママ学級は(429名→519名)に増加している。今後もパパママ学級だけでなく、ハローベビー教室にも父親が参加しやすいよう工夫していく。 予約できなかった方は(H28は272組→H29は172組)に減少した。	ハローベビー教室 17回 平日パパママ学級 17回 休日パパママ学級 30回	
17	育児学級(2か月児・5か月児)【新規】	2か月児及び5か月児を持つ保護者が、月齢別の保育や離乳食等の学習を行い、安心して子育てができるよう、グループワークを通して仲間作りを行います。	子ども家庭支援課	対象:乳児と保護者対象:乳児と保護者 2か月児の会:84回、2969名(親子) 5か月児の会:72回、2442名(親子) (育児学級)	月齢別の保育や離乳食等の学習内容を共有することで親としての役割やパートナーとの関係性を考えるきっかけになっている。同月齢児の保護者へのグループ支援をすることで、地域の情報共有や仲間づくりができ、孤立化の予防の一助になっている。	2か月児の会:84回 5か月児の会:72回 (育児学級)	
18	葛飾区職員次世代育成支援計画第三期(特定事業主行動計画)に基づく男性職員の家庭生活への参画促進	男性職員の育児休業等の取得促進や子育て・家事に関する学習機会の提供を行います。	人事課	「葛飾区職員 仕事・子育て活いきき計画」(第三期葛飾区職員次世代育成支援計画)の内容を庁内外に周知するとともに、「ワーク・ライフ・バランス研修」における男性職員の育児休業の体験談の周知や「いきいき子育てヘルプデスク」による個別相談対応などにより、制度の周知と利用の促進に努めた。さらに、平成30年度用の葛飾区職員募集案内に、育児休業の取得経験がある男性職員の体験談を掲載することとし、子育て等に積極的な受験生へのアピールにも取り組んだ。	男性職員からの子育て支援制度に関するお問い合わせは増加傾向にあり、意識改革は進みつつあるといえる。しかし、現時点では「葛飾区職員 仕事・子育て活いきき計画」において掲げた育児休業等の取得率の目標の達成には至っておらず、また、男性職員の育児休業の取得期間も短期間のものが多い。 今後はより男性職員が育児参加等をしやすい職場環境づくりのため、当事者のみならず全職員に対して学習機会を提供していく必要がある。	未定(6月下旬に実施予定の「葛飾区職員 仕事・子育て活いきき計画 推進委員会」において決定予定)	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考	
課題2 男女の参画推進								
施策の方向1 政策方針決定過程への女性の参画拡大								
19	審議会等への女性の積極的な登用	区の審議会・委員会等への女性の登用について、所管する各課において積極的に取り組み、女性の参画比率を30%以上にします。	関係各課	平成30年3月31日現在 ①審議会数47、女性のいる審議会数45 参画率95.7%(前年比+2.2%) ②委員総数911、女性委員数268 参画率29.4%(前年比+2.2%)	今年度の調査結果(平成30年3月31日現在)は平成30年8月を目途に公表予定。	・団体推薦の委員については、各団体に女性参画についての取組みを理解していただき、女性委員の推薦を促す。 ・推薦いただく団体に、女性の役員への登用と委員に役員以外の者を推薦いただくことを呼び掛ける。		
20	「審議会等への女性の参画促進に関する指針」の活用による女性の登用促進	政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための指針を活用し、審議会等委員の改選時をとらえ、女性の参画をより積極的に働きかけます。	人権推進課	「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」を行う際に、「審議会等への女性参画促進に関する指針」を配付した。また、審議会等委員の改選時期をとらえ、所管課先へ委員の登用について積極的に働きかけを行った。			「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」を行う際に、「審議会等への女性参画促進に関する指針」を配付する。	
21	「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査」の実施・公表	政策・方針決定過程にかかる審議会等委員について、女性委員の参画率を調査し、その結果を公表します。	人権推進課	全課あてに年1回の調査を実施し、その結果を葛飾区男女平等推進審議会及び庁内組織である男女平等推進本部会に報告するとともに区ホームページで公表。			全課あてに年1回の調査を実施し、その結果を葛飾区男女平等推進審議会及び庁内組織である男女平等推進本部会に報告するとともに区ホームページで公表する。	
22	区職員が昇任し活躍できる職場環境づくり	仕事の進め方を変えることで業務効率を高め、ワークライフ・バランスの取れた業務遂行を実現し、男性も女性も安心して昇任し活躍できる職場環境をつくります。	人材育成課	(1)業務改善表彰 応募期間:平成29年9月25日～11月1日 表彰基準:区民サービス向上、業務の簡素化・効率化、組織活性化、ナレッジマネジメント (2)女性の活躍推進研修 日程:11月2日(木) 対象者:希望する職員 受講者数:32人 (3)業務改善研修 日程:6月6日(火) 対象者:主任主事昇任1年目の職員 受講者数:59人 (4)キャリアマネジメント研修Ⅰ 日程:9月5日(火) 対象者:平成29年度30歳になる職員 受講者数:18人 (5)キャリアマネジメント研修Ⅱ 日程:10月11日(水) 対象者:平成29年度40歳になる職員 受講者数:22人 (6)キャリアマネジメント研修Ⅲ 日程:11月16日(木) 対象者:平成29年度50歳になる職員 受講者数:26人 (7)モチベーションアップ研修 日程:8月22日(火) 対象者:希望する職員 受講者数:7名 (8)ワークライフバランス研修 日程:9月7日(木) 対象者:希望する職員 受講者数:43人	表彰や研修を通して、仕事の見直し(業務改善)を職員一人ひとりに意識させることができ、ワークライフ・バランス推進の一助となった。今後は、管理監督者がワークライフ・バランスの実現のために、さらなる率先垂範をしていく必要がある。そのため、引き続き本事業を継続し、意識付けを図っていくことが重要である。	(1)業務改善表彰 日程:未定 表彰基準:区民サービス向上、業務の簡素化・効率化、組織活性化 (2)ダイバーシティ研修～女性の活躍推進研修～ 日程:11月6日(火) 対象者:希望する職員 (3)業務改善研修 日程:6月5日(火)、6日(水) 対象者:採用4年目の職員 (4)キャリアマネジメント研修Ⅰ 日程:9月11日(火) 対象者:平成30年度30歳になる職員 (5)キャリアマネジメント研修Ⅱ 日程:10月11日(木) 対象者:平成30年度40歳になる職員 (6)キャリアマネジメント研修Ⅲ 日程:11月14日(水) 対象者:平成30年度50歳になる職員 (7)キャリアマネジメント研修Ⅳ 日程:6月14日(木) 対象者:平成30年度新任再任用職員 (8)モチベーションアップ研修 日程:9月13日(木) 対象者:希望する職員 (9)ワークライフ・バランス研修 日程:10月16日(火) 対象者:希望する職員		

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
23	葛飾区女性職員活躍推進計画 第一期(特定事業主行動計画)に基づく女性職員の職業生活における活躍の推進【新規】	女性職員を積極的に採用するとともに、女性職員の意欲向上や計画的な育成、キャリア形成支援等の取組みを行います。	人事課	27年度末に「葛飾区職員 仕事・子育て活いき計画」(第三期 葛飾区職員次世代育成支援計画)を策定し、係長級以上の職員に占める女性職員の割合を40%以上を目標に掲げている。そのため、本計画の内容を庁内外に周知するとともに、「女性の活躍推進研修」の実施などにより、職員の意識の向上を図った。	現時点では係長級以上の職員に占める女性職員の割合は増加傾向にあるが、計画の目標数値には至っていない。女性が管理職として勤務するためには、ワーク・ライフ・バランスの実現が必要不可欠である。そのため、職員の意識向上を図るとともに、現在の管理職がロールモデルとなれるよう、管理職に対してより積極的にワーク・ライフ・バランス推進のための取組みを行っていく必要がある。	未定(6月下旬に実施予定の「葛飾区職員 仕事・子育て活いき計画 推進委員会」において決定予定)	
24	高齢者クラブへの女性の参画の働きかけ	高齢者クラブ役員へ、より一層の女性の参画を呼びかけます。	高齢者支援課	葛飾区高齢者クラブ連合会役員及び、単位クラブ役員への女性登用については、性別にとらわれず役員に適任な者を登用するよう、役員会・理事会の場で随時、働きかけた。	平成30年3月末現在、葛飾区高齢者クラブ連合会の役員13人中8人が女性(ブロック別の理事は17人中1人が女性)。単位クラブの会長については、150クラブ中27人が女性。徐々に女性役員が増える傾向にあるが、連合会においても単位クラブにおいても、会長など名誉職は男性、会計など運営の実務を女性が担当している傾向が見られる。	引き続き、連合会役員及び、単位クラブ役員への女性の参画について、性別にとらわれず役員に適任な者を選出するよう、役員会・理事会の場で随時、働きかけ、単位クラブについても、助成金交付説明会などで働きかける。	
施策の方向2 地域活動における男女共同参画の推進							
25	企画講座(地域団体向け)	地域での男女平等の意識づくりを進めるため、男女平等に関する学習・講座の開催を希望する地域団体に対し、講座の企画内容を提案し、開催・運営を支援します。	人権推進課	企画講座(地域団体向け)ハハモコモひろばと共催「ハハママ防災セミナー ～地域と家族の防災を考えよう」平成29年12月10日(日)午前10時～正午 洋室A 子育て中のパパとママ(1歳未満及び小学生の同席受講可) 第1部 葛飾区防災課 大田聖家 第2部 アウトドア流防災ファシリテーターあんどうりす	ハハモコモひろばさんとの共催で、保育対象外の児童や乳児の同席受講を可としたためか、防災に関心をもつ若いパパママが多く集まり、防災課も驚くほどだった。葛飾区の情報と役に立つ防災術が大変参加者に好評だった。今度の講座運営で同席受講をどうすべきか試金石となる講座であった。募集段階で本事業の趣旨をより明確にする必要があるとも感じた。	企画講座(地域団体向け) 対象団体:地域で活動しているグループ、NPO法人、町会、PTA、保護者会など 募集数:2団体 広報かつしか5月25日号で募集	
26	家庭教育応援制度	乳幼児や小中学生の保護者団体、青少年育成団体、子どもの育成に関わる団体等が、家庭教育に関する学習会を行う際に講師を派遣します。	地域教育課	実施団体:38団体(区立・私立幼稚園及び保育園、区立小学校、PTA、子育てグループ) 参加者数:2,160人(うち大人は1,302人) 学習会の主なテーマ 1 親子のコミュニケーション 2 子育てで大切なこと 3 子どもの体と運動神経の発達 4 乳幼児の絵本の読み聞かせの大切さ 5 小学校に入るまでに身につけたい力 6 子どもの健康(生活リズム、食育等)	1 成果 28年度は、男性の参加率が大人全体の5%であったが、29年度は男性の参加者が233人、女性の参加者が1,069人となり、男性の参加率は全体の18%に増加した。男性参加者の多数が幼稚園の保護者であった。 2 課題 男性の参加率が28年度から13%増加したが、これは土曜日に学習会を開催した私立幼稚園の実績によるものである。今後も、男性の参加を促すため、開催日時やテーマを工夫する等、説明会の機会を捉え、各団体へ伝えていく。	学習会の実施時期に応じて、前期・後期に分けて募集を行い、年間40団体程度の実施を予定している。私立幼稚園及び保育園、PTAに対しては引き続き、園長会、総会及び役員会等で説明を行い、周知を図る。また、区公式フェイスブックページやツイッターといったメディアを活用し、引き続き広く周知を行う。本制度を初めて利用する団体が学習会を開きやすいように、募集案内に前年度の学習会の事例等を掲載する。	
施策の方向3 防災・まちづくりへの男女共同参画の推進							
27	防災に関わる講座【新規】	地域における防災活動について、区と区民がともに、男女平等の視点から考えます。	防災課(30年度より危機管理課) 人権推進課	第1回 平成29年7月1日(土)14時～16時 葛飾区の災害リスクと防災対策 避難所等で女性たちが抱える課題 第2回 平成29年7月17日(月祝)14時～16時 女性や要配慮者の視点を避難所運営ゲームで体験	【成果】 避難所運営は地域の力で運営することや、避難所の女性のために取り組むべきこと等について、参加者に理解していただいた。 【課題】 女性の区民を対象に講座を実施したが、若年の参加者が少なかった。	平成30年7月15日(日)に、自分や家族を災害から守るために取り組むべきについて、考えていただくような防災講座を女性区民を対象に実施する予定	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
------	-------	------	-----	----------	---------------	----------	----

目標2 すべての人が生き生きと暮らすための支援を充実します

課題1 仕事と生活の調和の推進

施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

28	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスへの理解と普及を図るため、イベントにおける啓発活動等を行います。	人権推進課	葛飾区産業フェア出展 パネルでイメージしてみよう！「あなたにとってのワーク・ライフ・バランス」 平成29年10月27日(金)～10月29日(日) 3日間 対象：産業フェア来場者 参加者数：1,466名	例年行っていたクイズではなくアンケートに変更した結果、気軽に応じてくれる方が多くなった。子ども用に作成したリーフレット「カエルのひみつ」は好評だった。今年度は、アンケートによれば来場者は「仕事をしていない人」が多く、アンケート終了後パネルに注目する人が少なかった。来年度はパネルを見もらう工夫を考えたい。	葛飾区産業フェア出展予定	
29	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会	ワーク・ライフ・バランスの実践に向けて、その意義やライフイベントに応じた多様な働き方に関する講座を開催します。	人権推進課	ママとパパ、子どもというファミリーで参加できる講座として「夏休みわくわく企画！働くママ・パパ応援講座」を開催した。そのうち「オトコの実践講座」&「子どものおはなし会、ジャンボカルタで遊ぼう！パパと子どものペアマッチ」は父親の講座として母親とは別会場で進化した。おはなし会には区の読み聞かせボランティアの方々をお願いした。 7月29日(土)午前10時～正午 対象：小学校1～4年生までの子どもと父親 15組 講師：三木智有さん(NPO法人tadaima! 代表理事) 応募3組のところ1名は体調不良で帰宅したため参加者は2名だった。	本講座は、集客が難しい男性を講座に呼び込む目的で、～ママにも夏休み 私だけの時間、私だけの作品づくり～と同時開催で企画したが、申込は少なく、集客面で課題が残った。原因として考えられるのは、広報かつしかの同号に子供向けの講座の特集ページがあり、同日開催の夏休み宿題完成型の講座が複数あったことが考えられ、今後は、あえて夏休みの時期を外して日程設定する、または広報かつしかの掲載時期を早めるなど再考が必要である。	「小1の壁を乗り越える ～子育てと仕事の両立セミナー～」 平成30年8月4日(土) 午後1時30～午後3時30分 対象：仕事をしながら子育てをしている親 30名	
30	葛飾区職員次世代育成支援計画 第三期(特定事業主行動計画)に基づくワーク・ライフ・バランスの推進	長時間労働を前提とした働き方の見直しを行い、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。	人事課	「葛飾区職員 仕事・子育て活いき計画」(第三期 葛飾区職員次世代育成支援計画)において、超過勤務時間数の10%縮減などを目標に掲げている。そのための取組みとして、ノー残業デーの徹底を図るよう全庁的に通知を行った。さらに夏季休暇について、休暇期間の告知等による周知徹底を行い、係長級以上の管理職の積極的な取得と職員への声掛け、職場内での取得予定の情報共有などを提案し、休暇を取得しやすい職場環境づくりを推進した。	職員一人あたりの超過勤務や夏季休暇の取得状況などについて、一定の成果を上げつつあるものの目標数値には届いておらず、また、職種別、部署別の偏りもみられる。全職員がワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、引き続き取組みを推進していく。	未定(6月下旬に実施予定の「葛飾区職員 仕事・子育て活いき計画 推進委員会」において決定予定)	

施策の方向2 企業の労働環境改善に向けた支援

31	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業	区内中小企業を対象にアドバイザー(社会保険労務士)を派遣し、ワーク・ライフ・バランスの啓発及び育児・介護休業法に則った就業規則の整備を支援します。	人権推進課	区内中小企業のうち、改正育児介護休業法に則った就業規則が未整備の企業を対象に、アドバイザー(社会保険労務士)を派遣し、啓発及び規則整備支援を行う事業。社員が生活と両立しながら長く働ける環境を整えることが目的。募集期間：H29/4/1～H29/12/15 実施件数：4件	葛飾法人会や東京商工会議所葛飾支部の協力を得て事業の周知を行った。	応募期間：H30/4/1～H30/12/14	
----	--------------------------	---	-------	---	-----------------------------------	------------------------	--

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
32	企業向けセミナー	ワーク・ライフ・バランスの推進や育児・介護休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを開催します。	人権推進課	誰もがいきいきと働ける職場の仕組みづくり 平成29年9月7日(木)午後2時～午後4時 講師:鈴木恵里子(株式会社トリツ代表取締役社長) 対象:区内の中小企業の経営者、労務・人事部門担当者、一般の方	例年より多くの参加があった。内容がとても具体的で好評だった。今年度はテクノプラザ工事のため、ウィメンズパルで開催した。介護事業者向けの内容だったため介護保険課から事業者への周知を依頼し集客にかなり成果があった。今後は関連業種があれば、区他課と連携して周知すべきだと感じた。東京商工会議所葛飾支部経由での申込者もあり共催セミナーの強みを今後も生かすべきだと感じた。	がん治療と仕事の両立 ～いま職場にできる実務対応のポイント～ 平成30年 9月26日(水) 13:30～15:30 近藤社会保険労務士事務所 近藤明美氏 対象:区内の中小企業の経営者、労務・人事部門担当者、一般の方	
33	事業所向け情報誌の発行	ワーク・ライフ・バランスに関する取組や行政等による支援・相談体制の情報提供等の周知啓発のため、区内事業所向けに情報誌を発行します。	人権推進課	「Loop(事業所向け情報誌)」(平成30年1月発行) 発行部数 5,600部 ※区内施設で配布するほか、葛飾法人会に委託し、中小企業に配布。(法人会送付部数 4,000部)	全体のメインテーマは昨年度と同様の「ワーク・ライフ・バランス」とし、企業向けセミナーの要旨の他、介護と仕事の両立支援およびマタニティハラスメント防止対応について、それぞれの寄稿を掲載した。また、「ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業」を利用した企業のインタビュー記事も掲載した。	「Loop(事業所向け情報誌)」(平成31年1月発行予定) 発行予定部数 5,600部	
施策の方向3 女性の職業生活継続のための支援							
34	再就職講座	出産・育児・介護等で離職した女性が再就職するために必要な情報をさまざまな角度から提供し、再就職に役立つ講座や講演会を開催します。	人権推進課	「女性再就職支援セミナー+個別相談会in葛飾」コトだけは押さえておきたい!～私らしく働くための自己理解と仕事の探し方～ 平成29年9月28日(木)午前10時00分～正午 講師:2級キャリアコンサルタント技能士 内田ひとみ氏(東京都しごとセンター事業受託事業者(株)パソナ) 対象:再就職を考えている女性30名	自己理解がメインであったため、講師の話のみではなく、ワークの時間を多くとってあり感想でも良い評価が多かった。座席配置等に関しては、プロジェクトが見えにくい席や、通路を確保ができていない箇所があったため、次回は配置等を考慮したい。	「『わたし』も『子ども』も大切しながら働きたい～『私らしく両立』を考える～」 日時:5月25日10時～12時 対象:育児をしながら再就職を考えている女性	
35	女性のためのしごと相談	女性を対象とした再就職・起業、各種ハラスメントなど、職場での悩みに対して、専門家が情報提供等を行います。	人権推進課	「女性の働き方とキャリアアップを考える～働き続けたい職場づくり～」 平成29年7月19日(水)午後1時30分～午後4時30分 対象:就業している方、テーマに関心のある方等 定員:75名 講師:坪由美子(弁護士)	東京都労働相談情報センターとの共催事業。講義中心ではあるが、受講者同士の意見交換と発表、講師からの問いかけなどが講義の合間にあり、参加型のセミナーであった。講師の就業中の妊娠・出産、子育て経験など実体験に基づいた説明があり、分かりやすい内容であり、参加者からは大変参考となった旨の感想も寄せられている。	平成30年度は東京都労働相談情報センターとの共催がなく、実施を見送る。	
36	キャリアアップ支援講座(勤労者資格取得等講座事業)	女性の社会進出やキャリア向上を目的に、国家資格・民間資格取得のための講座を開催します。	産業経済課	指定管理者実施分 (1)簿記3級講座(5コマ×4回)、(2)簿記2級受験対策講座(15コマ) (3)宅建士講座(34コマ)、(4)行政書士講座(22コマ) (5)マンション管理士講座(22コマ) (6)ヘルシー&ビューティーフードアドバイザー3級対策講座(女性限定)(3コマ×2回) (7)ヘルシー&ビューティーフードアドバイザー2級対策講座(女性限定)(10コマ) (8)医療事務講座(30コマ)、(9)介護事務講座(15コマ) (10)調剤事務講座(13コマ)	国家資格、日本商工会議所の資格、および実績のある民間資格で人気のある資格を選んで講座を開催した。特に(6)と(7)講座を女性限定にして参加しやすとした。その結果、(6)～(10)講座の受講者はすべて女性であった。	29年度に実施した講座に加えて女性に人気のある「色彩検定2級」講座、「POP広告クリエイター」講座を開催する。	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
37	女性の就業・創業支援事業	就業・創業を目指す区民を対象にセミナー等を実施します(女性限定セミナー含む)。また、女性経営相談員による相談体制を整えます。	産業経済課	<p><就業支援></p> <p>(1)女性向け就職支援セミナー 4回開催 参加者56名 (2)一般向け就職支援セミナー 8回開催 参加者103名中85名 (3)若年者向け就職支援セミナー 6回開催 参加者24名中11名 (4)人づくり・人材確保支援事業 3日間のセミナーと面接会を6回開催(うち3回は女性限定) 参加者35名中21名 (5)再就職をめざす女性のための職業訓練(東京都と共催) 5日間の職業訓練を4回実施 参加者39名</p> <p><創業支援></p> <p>(1)女性限定プチ起業セミナー 2回開催 参加者12名 (2)創業セミナー(初級・中級)6回開催 参加者参加者23名中17名 (3)創業塾 7回開催うち1回は女性限定 参加者132名中53名</p> <p><相談体制> 女性中小企業診断士による経営相談 毎週金曜(10:00~17:00)</p>	<p><就業支援></p> <p>・女性向け就職支援セミナーは子ども同伴可とするとともに、開催回数を2回から4回に増やした。</p> <p><創業支援></p> <p>・女性が参加しやすいセミナーとして、新たに女性限定プチ起業セミナーを開催した。 ・創業塾の女性参加者が、28年度44名から29年度53名に増加した。 ・女性の一層の参加を図るため、創業セミナーのうち1回は女性限定とした。</p> <p><相談体制></p> <p>・女性の創業希望者や経営者の要望を受け、新たに毎週金曜日に女性中小企業診断士による経営相談を開始した。</p> <p>今後、さらに利用が図られるよう適切に周知していく。</p>	<p><就業支援></p> <p>・29年度と同様の事業を引き続き実施する。</p> <p><創業支援></p> <p>・29年度と同様の事業を引き続き実施する。 ・女性起業家同士のつながりを作るため、プチ起業家のためのサロン(女性編)を新たに6回開催する予定である。</p> <p><相談体制></p> <p>・毎週金曜の女性中小企業診断士による経営相談を引き続き実施する。</p>	
施策の方向4 仕事と子育て・介護等との両立支援							
38	保育園等の多様な保育サービスの充実	男女の仕事と子育ての両立支援のため、待機児童解消に向けて認可保育所や小規模保育事業所等の整備を進めるとともに、延長保育や休日保育、病児・病後児保育等の実施により多様な保育ニーズに対応します。	育成課・子育て支援課	<p>平成29年度も計画的に認可保育所等を新設し、入所児童数を増やしてきた。今後も待機児童0を目指し、引き続き認可保育所の設置等に取り組んでいく。</p>	<p>(1)認可保育所 新設6園(公設民営園の建替含む) (内訳) にじいろ保育園南水元 定員63人 金町駅前さくらんぼ保育園 定員60人 トレジャーキッズにいじゅく保育園 定員90人 まなびの森保育園新柴又 定員40人 本田こひつじ保育園 定員131人(定員増18人) 立石いろは保育園 定員102人</p> <p>(2)小規模保育事業 新設4園 (内訳) Petit WAKAKUSA Crèche 定員12人 青鳩ともだち保育園 定員19人 ミル・クラン キッズ 定員19人 新小岩ちぐさ保育園 定員19人</p> <p>(3)病児・病後児保育事業 新設1施設 堀切二丁目病児保育室 定員4人</p>	<p>平成30年5月~平成31年4月開設予定 (公立園の民営化による建替含む)</p> <p>(仮)あい・あい保育園 高砂園 定員50人 (仮)奥戸五丁目保育園 定員102人 (仮)東新小岩六丁目保育園 定員90人 (仮)東金町二丁目保育園 定員117人 (定員増20人)</p> <p>また、平成31年2月に、(仮称)東部地域病院病児保育事業所を開設予定 (葛飾区民粋4名)</p>	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
39	学童保育クラブ事業の充実	保護者の就労等の理由により、適切な監護を受けられない学童保育クラブ在籍児童の健全育成を図るため、私立学童保育クラブに経費の一部を助成します。	放課後支援課	<p>○学童保育クラブ新規整備 平成29年4月1日開所 クラブ名:れいめい堀切第2 定員:100名</p> <p>○私立学童保育クラブ事業費助成 29年度助成額:延べ63か所 助成額 1,342,930,141円</p> <p>○緊急一時学童保育の実施:3人(4件)</p> <p>○夏季一時学童保育 15校で実施(葛飾、梅田、南綾瀬、奥戸、小松南、高砂、新宿、青戸、木根川、北野、柴原、中青戸、南奥戸、原田、細田)※平成28年度実施数:4校</p>	<p>学童保育クラブの新規整備、夏季一時学童保育の実施校の拡大に取り組み、学童保育クラブ入会児童数は増加し、待機児童数は減少したものの、依然として学童保育クラブの待機児童解消に至っていない。</p> <p>○私立学童保育クラブ数 65(前年度比1校増)</p> <p>○夏季一時学童保育の実施校数 15校(前年度比11校増)</p> <p>○入会者数(平成29年4月1日現在) 公立学童保育クラブ:1,177人(前年度比9人増) 私立学童保育クラブ:3,422人(前年度比132人増)</p> <p>○学童保育クラブ待機児童数 公立学童保育クラブ64人(前年度比18人減) 私立学童保育クラブ75人(前年度比48人減)</p>	<p>学童保育クラブの待機児童解消に向け、学童保育クラブの新規整備、夏季一時学童保育実施校及び受入人数の拡大に引き続き取り組む。</p> <p>○学童保育クラブ新規整備 平成30年度4月1日開所 クラブ名:西新小岩あや第1・2 定員:109名</p> <p>○夏季一時学童保育 新規実施予定校:水元小</p>	<p>私立学童保育クラブ事業費助成については、執行予定額とする。施設借上げ費を含む(29予算額)。</p> <p>所管課変更あり。子育て支援課→放課後支援課</p>
40	ファミリー・サポート・センター事業	サポート会員(子育てを支援する人)がファミリー会員(子育て支援を必要とする人)に対して、保育園の送迎や帰宅後の援助等、必要なサービスを提供します。会員登録制・住民参加型の有償サービスです。	育成課	5,143回(7,811時間)	<p>(成果)</p> <p>・活動回数は5,143回で、28年度の活動回数5,216回と比較して73回の減となっている。また、活動時間数は7,811時間で、28年度の活動時間数8,171時間と比較し360時間の減となっている。</p> <p>これは、近年の傾向として「万が一のための保険的な登録」が増えていることによる実利用の減少が主な要因であるが、長時間の預かりを伴わない送迎のみの利用が増えていることも一つの原因であると考えられる。</p> <p>・ファミリー会員数は、1,644人で、平成28年度の1,492人と比較して152人の大幅増となっている。</p> <p>これは、葛飾区及び社協のホームページをはじめ、社協だよりなどでPRにより、区民の期待度や認知度が高まったためと考えられる。</p> <p>(課題)</p> <p>・援助を行うサポート会員数は277人で、28年度の290人と比較して13人減となっており、地域による偏在も依然として大きい。サポート会員が少ない地区については、引き続き、出張説明会等を行うことで事業周知を図り、会員増に努めていく。また、保育園等への送迎のみの活動については、サポート会員の居住地域を限定しないで、地域的な広がりも踏まえた会員の活用を図っていく。</p>	6,000回(8,000時間)	
41	ショートステイ・トワイライトステイ事業	保護者の病気・出産・出張・育児不安などの理由で育児が困難なとき、保護者の子育てを支援するとともに児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、一時的に夜間保育や短期宿泊保育事業を行います。	子ども家庭支援課	保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、夜間保育や短期宿泊保育事業を行う。 ショートステイ(短期宿泊) 144名 トワイライトステイ(夜間保育) 73名	トワイライトステイの申請理由は、保護者の育児疲れ等のレスパイト、仕事、保護者の出産や看護の順、ショートステイの申請理由は、レスパイト、疾病・入院、仕事の順となっており、近くに子育てを頼める親族がいない家族をサポートする役割を果たしている。	平成29年度に同じ	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
42	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	ひとり親家庭等で日常生活において家事または育児等に支障を生じている場合に一定期間ホームヘルパーを派遣します。	福祉管理課 (社会福祉協議会)	ホームヘルパー派遣時間数 792.5時間 ホームヘルパー派遣回数 377回	当初の想定までは新規利用が増えなかったため、事業実績は前年度より減少となった。 ホームヘルパー派遣時間数 435時間減少 ホームヘルパー派遣回数 202回減少 本事業の支援が、ひとり親の就労につながっているケースも多く、事業効果は高い。	ホームヘルパー派遣時間数 1,596時間 ホームヘルパー派遣回数 540回	
43	しあわせサービス事業	65歳以上の高齢者やひとり親家庭の児童等を対象に、区民の参加と協力を得て、有料で家事援助や簡単な介助サービスを提供する支え合いの事業を行います。	福祉管理課 (社会福祉協議会)	利用時間数 10,266.5時間 利用回数 6,717回 利用会員 342人 協力会員 202人	協力会員は減少傾向にあるが、利用会員は昨年度より若干増加している。しかしながら短時間の利用が多いため、事業実績は減少傾向にある。また、協力会員の偏も見られるため、ホームページや社協だよりによるPR、出張説明会の開催など、様々な取組みを通して制度の周知を図り、会員増に結びつける。 利用時間数 2,353時間減少 利用回数 1,462回減少 利用会員 25人増加 協力会員 24人減少	利用時間 13,200時間 利用回数 8,640回 利用会員 400人 協力会員 250人	
44	在宅高齢者福祉サービス	在宅での自立生活を維持するために、住宅改修や食事の配達などのサービス・支援を提供し、安心できる在宅生活の継続を図ります。	高齢者支援課	(1) 自立支援住宅改修費助成 328名 (2) 住宅設備改修費助成 155名 (3) おむつ支給・使用料助成 1,585名 (4) 出張理美容サービス 742名 (5) 配食サービス 1,665名	性別に関係なく、介護者の負担を軽減することができた。	(1) 自立支援住宅改修費助成 340名 (2) 住宅設備改修費助成 171名 (3) おむつ支給・使用料助成 1,724名 (4) 出張理美容サービス 868名 (5) 配食サービス 1,466名	
45	葛飾区職員次世代育成支援計画 第三期(特定事業主行動計画)に基づく仕事と子育ての両立のための環境整備	子育て支援制度の認知度を高めるための取組みや子育て支援制度を利用しやすい職場環境の整備を行います。	人事課	「ワーク・ライフ・バランス研修」における人事課職員による制度説明や、「いきいき子育てヘルプデスク」による個別相談対応などの取組みを行った。 また、全庁的に夏季休暇の取得促進に取り組むことで休暇取得に対する抵抗感を減らし、子育て支援制度も利用しやすい職場環境づくりを推進した。	育児短時間勤務の取得者が増加傾向にあるなど、子育て支援制度の認知度や利用率は高まっているといえる。ただし、シフト制職場において部分休業が取得しづらいという相談が寄せられるなど、職場によって制度の利用しやすさに格差がみられる。今後は様々な職場環境に対応できるよう、柔軟な制度の運用を検討していく必要がある。	未定(6月下旬に実施予定の「葛飾区職員 仕事・子育て活いき計画 推進委員会」において決定予定)	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
課題2 健康支援							
施策の方向1 性と生殖に関する啓発と10代への健康支援							
46	「性と生殖に関する健康と権利」事業	生涯にわたる女性の健康づくりや女性特有の健康問題、生殖に関して女性が主体的に考え自己決定を行うことなどについて、情報提供や講座・講演会を行います。	人権推進課	ママとパパの愛情アップ講座「産後うつ予防と骨盤体操」(7月と11月に実施) 講師:井出陽子(助産師) 対象:産後1年未満の女性 10名 H29/7/9 参加者:11名 H29/11/19 参加者:5名	産後の心と身体のケアの重要性を学ぶ講座と共に、情報交換をできる場もなった。あわせて、お父さんのための「赤ちゃんとの遊び、ふれあい」講座と同時開催のため、お母さんは安心して子どもから離れることができ、ゆっくりと講座に参加できたことを評価する声も多く、高い満足度を得た講座であった。一方、後期では参加者が少なく、開催時期やプログラムの見直しなどの検討も必要かと思われる。	「コーネキをチャンスにする心とからだのメンテナンス～女性ホルモンのトリセツ～」19/1(土)13時～15時 講師:永田京子さん	
47	エイズ・性感染症対策の充実	正しい知識の普及啓発によりエイズ・性感染症予防の充実を図る。また、若年者の感染拡大予防のため、エイズ即日検査の実施及び性感染症予防教育を行う。	保健予防課	(1)①エイズ・性感染症検査 月1回・年12回実施 HIV抗体検査347件、梅毒検査234件、クラミジア218件 ②エイズ・性感染症相談 随時(面接・電話)実施 398件 (2)エイズキャンペーン 学園祭での啓発事業 2,000人 (3)エイズ性感染症予防教育 29年度 6校 633人 (4)エイズ・連携会議の開催 1回	エイズの蔓延を防止し正しい知識の普及のために上記の活動を行った。キャンペーンでは二つの大学の学園祭に出店し、啓発活動を行った。また、療養支援ネットワークの確立を図りエイズ患者及びHIV感染者を総合的に支援していくため、エイズ連携会議を開催している。今後の課題としては検査時の健康教育の強化があげられる。	(1)①エイズ・性感染症検査 月1回・年12回実施 HIV抗体検査、梅毒検査、クラミジア ②エイズ・性感染症相談 随時(面接・電話) (2)エイズキャンペーン 学園祭での啓発事業 (3)エイズ性感染症予防教育 (4)エイズ・連携会議の開催 1回	
48	母子健康手帳の交付(10代への支援)【新規】	病院で妊娠を確定された区民に、母子健康手帳の交付を行います。交付時に保健師等の看護職員の面接または訪問等により、妊娠中から出産・育児を支援します。	子ども家庭支援課	妊娠届出時に母子健康手帳の交付を行った。 全妊娠届出者 3,821人 10代の妊娠届出者 29人	母子健康手帳の交付時に保健師・助産師・看護師等の専門職が面接(ゆりかご面接)を行い、妊娠中から継続的に出産・育児をの支援している。特に10代の妊婦に対しては母子健康手帳交付時にゆりかご面接ができなかった場合は保健センターでフォローしている。専門職のいる交付窓口が保健センターや基幹型児童館等に限られていて全妊婦のゆりかご面接ができていない点が課題である。	母子健康手帳の交付時に保健師・助産師・看護師等の専門職がゆりかご面接を行う。10代の妊婦については引き続き保健センターを中心にフォローをしていく。専門職のいない交付窓口ではゆりかご面接のチラシを配布し、保健センターや基幹型児童館等に誘導していく。	
49	妊娠・出産 どうしよう コール～妊娠・出産に戸惑いのあるあなたへ～【新規】	妊娠が分かって悩んでいる方、出産後の養育について心配のある方が匿名で相談できる専用相談ダイヤルです。専門の職員と一緒に考え、相談内容に合った支援を行います。	子ども家庭支援課	妊娠・出産 どうしよう コール件数 51件	予期せぬ妊娠に戸惑っている方の相談から出産後の養育に関する相談や経済的な相談まで相談内容は幅広い。(妊娠・出産 どうしよう コール平成24年5月～実施) 継続相談が必要な方には関係機関と連携し、フォローを依頼している。	妊娠が分かって悩んでいる方、出産後の養育について心配のある方が匿名で相談できるよう妊娠出産 どうしよう コール専用相談ダイヤルで相談を受けていく。	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
施策の方向2 生涯を通じた健康支援							
50	乳がん検診	30歳以上の女性を対象に、生まれ年(奇数・偶数)により隔年で、区内指定医療機関で視触診検査を実施します。異常がなかった40歳から68歳までの方と30歳代乳腺症等の病歴・家族歴のある方は、保健所・保健センターにおいて乳房エックス線検査を受診できます(視触診検査は無料。乳房エックス線検査は自己負担額1,000円)。	健康づくり課	視触診検査 9,032人受診 乳房エックス線検査 5,609人受診 (マンモグラフィ検査)	パンフレットを作成し、がん検診の受診を促した。「健康食育フェア」において、がん検診に関するコーナーを設け、検診の普及啓発に努めた。	平成30年度から、国の指針に基づき、対象年齢を「40歳以上の前年度未受診者」とする。 受給者数(見込み) 7,179人	
51	子宮がん検診	20歳以上の女性を対象に、区内指定医療機関で子宮頸がん検診を実施します。最近6か月以内に不正出血があり、医師の指示のある場合には子宮体がん検診も実施します(自己負担額1,000円)。	健康づくり課	頸がん検診 14,382人受診 体がん検診 1,078人受診	パンフレットを作成し、がん検診の受診を促した。「健康食育フェア」において、がん検診に関するコーナーを設け、検診の普及啓発に努めた。	平成30年度から、子宮体がん検診を廃止する。 受給者数(見込み) 10,600人	
52	子宮頸がん予防ワクチン接種	子宮頸がんの予防ワクチン接種を実施します(費用は無料)。	健康づくり課	初回接種者数17人(区内医療機関実施分の区分)	接種者に重大な副作用が生じたため、平成25年6月から、国は積極的勧奨を差し控えている。そのため、平成26年度以降の接種者数は大幅に減少した。	積極的勧奨は差し控えているが、事業実施は継続する。	
53	前立腺がん検診	60歳から74歳までの男性を対象に、区内指定医療機関で前立腺がん検診を実施します(自己負担1,000円)。葛飾区特定健康診査、特定健康診査追加検査、長寿医療健康診査、基本健康診査受診者は、健康診査と同時に受診できます。	健康づくり課	受診者数 7,444人	がん検診事業全体の今後の展開等の企画を行い、健診判定結果を集計・分析するなど精度管理を行っている。成果向上を図っていく必要がある。	受診者数(見込み) 6,640人	
54	子育てママの健康チェック(母親健診)	3歳未満の子どもを持つ母親を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。	健康づくり課	受診票配布者数 7,152人 受診者数 2,288人	乳児健診、1歳6ヶ月健診時に受診票を配布しているが、受診率向上につながっていない。今後、効果的なPR方法を検討していく必要がある。	対象者(発送)数 8,068人 受診者数 2,500人	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
55	妊婦健康診査事業	安全な出産ができるよう、妊娠中の健康管理として、妊婦健康診査14回、子宮頸がん検診、超音波検査について、費用の一部を助成します。	子ども家庭支援課	妊娠届出書提出時に、妊婦健康診査14回(1回目9,680円(HIV検査追加)、2回目～14回目5,160円)超音波検査1回分(5,300円)、子宮頸がん検診(3,400円)費用の一部助成される受診票を交付した。 妊娠届出者 3,821人 受診票を使用できない都外の医療機関等で受診された方には里帰り出産等妊婦健康診査費用助成を行っている。 里帰り出産等妊婦健康診査費用助成申請者 725人	安全な出産を迎えられるよう、妊娠届出時にゆりかご面接をすることによって受診勧奨や健康相談を行っている。また、アンケート結果(若年妊婦・妊娠の届出遅かった方等)からフォローが必要な方に保健センター保健師等が電話・面接・訪問等による健康管理を行っている。安全な出産のために必要な妊婦健康診査回数の受診ができた。	妊娠届出書提出時に、妊婦健康診査14回(1回目10,850円(HIV検査追加)、2回目～14回目5,070円)超音波検査1回分(5,300円)、子宮頸がん検診(3,400円)費用の一部助成される受診票を交付する。 受診票を使用できない都外の医療機関等で受診された方には里帰り出産等妊婦健康診査費用助成を行っている。	
56	特定健康診査【新規】	生活習慣病の発症や重症化を予防するため、40歳から74歳までの葛飾区国民健康保険の被保険者を対象に、区内指定医療機関において無料で特定健康診査を実施します。	国保年金課	受診期間 平成29年6月1日～平成29年8月31日 対象者数 78,600人 受診者数 38,584人 受診率 49.1% (平成30年4月現在の実績値)	受診率49.1%は特別区の中では高い数値であるため、一定の成果は出ているが、対象者の半数は受診していない状況である。 受診者数を増やすために、より効果的な事業の周知方法、はがきや電話等で行っている受診勧奨の実施方法について検討を進める必要がある。	受診期間 平成30年6月1日～平成30年8月31日 対象者数 79,710人 受診者数 39,855人 (平成30年度予算要求時見込み数)	
57	葛飾区基本健康診査	制度上、特定健康診査・長寿医療健康診査を受診できない生活保護受給者等を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。	健康づくり課	対象者(発送)数 2,573人 受診者数 2,082人	西生活課・東生活課とも連携し、生活保護受給者の方へ葛飾区基本健康診査の周知をしていき、健康診査が必要な方全てに受診できるような工夫をしていく必要がある。	対象者(発送)数 2,520人 受診者数 2,070人	
58	特定不妊治療費助成事業	医療保険が適用されない特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)及び男性不妊治療に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。	子ども家庭支援課	都事業の補助金を除いた特定不妊治療費用に対し、1年度当たりの助限度額15万円(28年度より都で男性分の特定不妊治療の認定を受けた夫婦に区でも5万円を限度に上乗せ助成を開始。) 申請件数 309件 助成件数 306件	特定不妊治療にかかる経済的負担を軽減できた。 特定不妊治療を年に複数回受診する方もいるので、治療回数ごとの助成の方が適している。	都事業の補助金を除いた特定不妊治療費用に対し、1年度当たりの助限度額15万円(28年度より都で男性分の特定不妊治療の認定を受けた夫婦に区でも5万円を限度に上乗せ助成を開始。)の助成をしていく。	
59	20歳代・30歳代健康診査	20歳から39歳の区民を対象に、区内指定医療機関において無料で健康診査を実施します。	健康づくり課	申込者数 20代 905人 30代 2,072人 受診者数 20代 634人 30代 1,595人	広報紙・区ホームページで区民へ啓発を行い、受診率を向上させる必要がある。	申込者数 20代 1,010人 (見込み) 30代 2,400人 受診者数 20代 710人 (見込み) 30代 1,740人	
60	親と子のこころの相談室	産後に発症しやすい「産後うつ」の早期発見及び発症予防のため、精神科医等の診察やカウンセリングを実施し、親への早期支援を行います。	子ども家庭支援課	産後うつ病の早期発見のため、乳児全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)や4か月健診時に、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)を用いて母親支援が必要な方を把握し相談につなげる。 エジンバラ産後うつ病質問票実施者 3263人 2次面接者 1086人 2次面接後の要フォロー者 892人 親と子のこころの相談室 予約者 71人、来所者 64人	産後うつ病の治療等が必要な方に、精神科医の診察や臨床心理士の相談を実施し、親への早期支援ができた。	産後うつ病の早期発見のため、乳児全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)や4か月健診時に、エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS)を用いて母親支援が必要な方を把握し、親と子のこころの相談室等の相談につなげる。	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
61	妊婦歯科健康診査事業【新規】	妊婦を対象に、区内指定医療機関において無料で歯科健診を実施します。	健康づくり課	歯科医師会委託事業 実施場所：協力歯科医院 対象者数：3,820人 受診者数：904人	平成28年度と比較すると受診率は上がったが、さらに受診率向上のために、周知方法を工夫していく。	歯科医師会委託事業 実施場所：協力歯科医院 対象者数：4,000人 受診者数：1,000人	
62	介護予防・日常生活支援総合事業【新規】	自立した生活を送るために、介護予防サービスとして訪問型・通所型のサービスを提供し、安心できる在宅生活の維持を図ります。	高齢者支援課	介護予防・日常生活支援総合事業のうち、以下のサービス累計を実施(H28年度から) ・A型サービス・・・指定した介護事業者による訪問、通所系サービス ・C型サービス・・・短期集中予防通所系サービス(介護事業者、スポーツクラブ、NPO法人に委託、3ヶ月1クール(24回)、年間4クール実施) (1)訪問型サービスA 17,890件 (2)通所型サービスA 19,854件 (3)通所型サービスC 日常生活圏域7箇所×96回(24回×4クール)=672回	A型サービスについては要支援者だけでなく、基本チェックリストにより、事業の対象と判定された者へのサービスの提供が行われ、介護予防へつながった。 C型サービスについては、対象者及び期間を限定したことにより、事業費が割高になっていた。実施場所の拡大により、より多くの高齢者の参加を促すために、対象者及び期間を緩和したサービスへの再構築を図った。	A型サービスについては引き続き実施する。 C型サービスについてはB型サービス(住民主体サービス、活動を行う団体へ補助)として、対象者及び期間を限定せず、継続的に介護予防に資する活動を行うサービスに再構築する。 B型サービス(目標値) ミニ・デイサービス 7箇所 高齢者等サロン 7箇所	30年度からA型サービスについては介護保険課へ業務移管
課題3 生活上の困難な状況を解消するための取組促進							
施策の方向1 自立と安定した暮らしに向けた環境整備							
63	育児支援訪問事業【新規】	若年や生活状況が不安定な妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、ヘルパーや保育士等が家庭を訪問し、家事や育児に関する相談・支援を行います。	子ども家庭支援課	養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うもの。 のべ派遣回数 520回 のべ派遣時間 546時間	支援を必要とする申請者との面談や実態調査により、支援の方針を決定した場合につき、支援を実施する事業者が家庭を訪問して家事の支援や相談などを実施した。	平成29年度に同じ	
64	ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭の母または父の経済的自立に向け、就職に有利な資格取得の促進や就労専門相談員が作成する自立支援プログラムを活用した就労支援を行います。	子育て支援課	1 ひとり親家庭自立支援給付金事業 ①教育訓練給付金 申請件数5件 支給件数 5件 ②高等職業訓練促進給付金 新規申請件数 10件、継続件数 11件 ③修了支援給付金 8件 ④差額給付金 2件(新規申請から年度途中で差額給付金に切り替えた件数) 2 就労支援事業 ・プログラム策定件数 101件(就職 56件 訓練校 10件 継続 24件 辞退等 20件) 3相談窓口強化事業 ①休日就労相談 年間3回(11月、1月、2月)実施 ②資格取得セミナー 12/9実施・6名参加	【成果】 1 自立支援給付金事業においては、平成28年度に国基準に加え、区の独自加算を実施。平成29年度も引き続き、ひとり親家庭の母又は父の資格取得を支援した。 2 就労専門相談員を設置し、就労支援コーナー(区役所4階常設)及びハローワーク墨田のナビゲータと積極的に連携し、ひとり親家庭の自立に向けた支援を行った。休日就労相談も実施し、就労中の方への支援の充実を図った。 3 新たな就労支援として資格取得セミナー実施。参加者との活発な意見交換や情報共有ができた。 【今後の課題】 自立支援事業のひとり親家庭の父の利用促進 就労支援講座の実施内容の検討	1 各種自立支援事業 2 休日就労相談 年間3回 3 就労支援講座 年間1回 4 就労支援に関するアンケート調査	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
65	ひとり親家庭相談	生活上の問題や配偶者等からの暴力により被害を受けた母子に対して、心身の健康状態、生活、経済状況等を聴き取り、住まい・生活・子に関する支援及び助言を行います。	子育て支援課	ひとり親家庭相談係 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 相談件数 2599件	相談者へは必要に応じて相談室を利用し、プライバシーへ配慮した面接相談を行った。また、相談員の積極的な研修参加により、知識や相談能力の向上を図り、法テラス東京とのホットラインを利用し、法的な助言を直接受け、相談者にアドバイスするなど積極的な支援を行った。 引き続き、相談者への配慮と職員の相談能力向上、外部機関との連携を図り、適切な助言、支援を行う。	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時 休日貸付説明会の実施(年1回)	
66	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業【新規】	区と委託契約した訪問看護ステーション等の看護師が、区から利用決定を受けた対象者の自宅に向き、介護者である家族が行っている医療的ケア等を一定時間代替します。	障害福祉課	延べ訪問回数 10回 なお、委託先である訪問看護ステーションが本事業を実施しやすいように、年度途中から、これまで看護師1名体制による実施であったものを、2名体制による実施も可とする変更を行った。	本事業を利用させていただくことで、重症心身障害児(者)を介護する男性も女性も(父親も母親も)、一時的に介護から離れることにより、負担軽減を図ることができた。 引き続き本事業を利用いただき、男性または女性のいずれかに、介護負担がかかり過ぎないようにしていただきたい、と考えている。	30年度から、以下のとおり事業を拡充するとともに、さらに利用しやすい制度とした。 ・従来の対象者である「重症心身障害児(者)」に加え、新たに「医療的ケア児」も対象とする。 ・利用上限回数は、「月2回まで」を「1年度の間」に24回を超えない範囲で、月4回までとする。 ・利用時間数について、1回の利用につき2時間から4時間までの「1時間単位」を「30分単位」とする。	
67	障害者の日中活動の支援	常時介護が必要な身体又は知的に障害のある方の日中活動を支援するサービスとして、通所による生活介護サービスや地域活動を支援する場の提供などを、区内通所施設(生活介護施設等)で行います。	障害者施設課	【区が整備支援を行った障害者通所施設】 バラシょうぶ【H30年4月開設】 【上記以外で29年度中に開設された施設】 ・Craft【H29年4月1日開設】 ・叶夢(かなん)【H29年8月1日開設】	特別支援学校の卒業生で、通所施設希望者は、毎年、20～30人いるため、今後も引き続き、通所施設の整備を進めていく必要がある。 【平成30年4月1日現在 障害者通所施設数等】 35施設 定員1,457人	開設予定の施設なし	
68	障害者就労支援事業	障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者が安心して働き続けられるように支援することにより、障害者の自立と社会参加を一層促進します。	障害福祉課	平成29年度事業計画に基づき、 ①障害者が安心して就労の場に挑戦し安定して働き続けられるための支援を行った。 ②関係機関とネットワークを構築し、就労希望者の育成を支援し障害者雇用の促進に努めた。 ※「かつしか障害者雇用フェア(H29.9.12)」を開催(障害者雇用啓発の区民・企業向けの講演会とパネル展示、企業面接会)	①新規就労者51名、職場訪問や相談等により登録者841名のうち567名が就労を継続中。チャレンジ雇用事業により、計6名の障害者を雇用した。 ②区内関係機関等との「就労支援ネットワーク会議」を5回開催、「就労支援担当者会」を12回開催し、区内関係機関等とのネットワーク強化に努めた。 ③「障害者雇用フェア」では、障害者雇用をしている会社の総務人事部長を講師として招き講演会を開催し、55名の方が参加した。そして、当日の企業面接会では、41名の方が企業と面接を受け、2名の方が就職に結びつくことができた。 ④今後は、区内や近隣区の企業の雇用促進をはかり、身近な場所で挑戦できる場を広げていくとともに、関係機関との連携を通じて就労希望者を開拓し、就労後の職場定着支援の在り方を再構築していく必要がある。	①かつしか障害者雇用フェア 9月14日(金) 講演会・パネル展示・企業面接会・区内施設の自主生産品販売会を開催予定 ②就労支援ネットワーク会議(5回) ③区内施設の工賃向上に向けての取り組みを検討する。	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
69	都営住宅優遇抽選の情報提供	都営住宅募集に際して優遇抽選制度の情報提供を行い、住宅に困っている家庭を支援します。	住環境整備課	<p>○平成29年5月都営住宅募集 H29/5/8～16 募集案内配布部数：5,549部</p> <p>○平成29年11月都営住宅募集 H29/11月上旬 募集案内配布部数：5,245部</p> <p>※区役所、区民事務所、区民サービスコーナー、東・西生活課で配布</p>	DV被害者から都営住宅への入居相談等を受けた際には、優遇抽選制度を説明し、申込書の申込区分欄に「DV被害者世帯」の区分番号を正しく記入することにより優遇抽選を受けることができる旨を案内している。	<p>○平成30年5月都営住宅募集 H30/5/7～15 募集案内配布</p> <p>○平成29年11月都営住宅募集 H30/11月上旬 募集案内配布</p> <p>※区役所、区民事務所、区民サービスコーナー、東・西生活課で配布</p>	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
------	-------	------	-----	----------	---------------	----------	----

目標3 人権が尊重される社会づくりに取り組みます

課題1 あらゆる暴力の根絶

施策の方向1 配偶者暴力の未然防止と早期発見の取組

70	女性に対する暴力をなくす運動の推進	女性に対する暴力をなくす運動として、パープルリボン・啓発カード等の配布やパネル展示などの啓発活動や講座等を行います。	人権推進課	女性に対する暴力をなくす運動期間11月11日(土)～27日(月)女性に対する暴力を考えるパネル展示等 リボン配布数210個、クリアファイル配布数44セット 、ぼるかふえ参加者:6名 「デートDV基礎講座～子どもの幸せのために親ができること～」11月18日(土)13:30～15:30 講師 中野 宏美(NPO法人しあわせなみだ代表) 参加者:7名	昨年度、パネル展示会場が暗かったため、側面のパネルの設置はせず、光が入りやすいように工夫した。加えてパネルの上部分にイルミネーション(パープルライトアップ)を設置した。パープルリボンツリーは外から見える窓横に設置した。ツリーに飾り付けて頂いたリボンは約88個で、アンケートでも大変好評であった。DV防止週間にDV関係の講座を開催している関係施設が多いためか、講座参加者が少なかった。そのため、講座の時期をずらすことも検討したい。	女性に対する暴力をなくす運動期間11月12日(月)～25日(月)女性に対する暴力を考えるパネル展示等を予定	
71	若年層に向けた啓発	若年層を対象として「デートDV(交際相手間の暴力)」の防止に関する講座等を行い、人権尊重意識を育みます。	人権推進課	3月8日(木)13:30～15:30 区立一之台中学校3年生に対して出前講座 講師はNPO法人SEDAの本村久美子さんと金弘子さん	ショートコントを取り入れた生徒目線の講義が難しい課題に対する理解を助けた。 講師には先生たちにはない親しみやすさがあり、休み時間には講師と生徒たちの打ち解けた場面が見られた。	実施に向けて、区内中学校に依頼。	
72	子どもとその家庭に関するさまざまな相談【新規】	「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」などの悩みを持つ親に対する相談支援を通して、児童虐待を予防します。	子ども家庭支援課	月～土曜日の午前8時30分～午後5時の間、電話で相談を受け付ける。平成29年度は、1500件程の児童本人、保護者、親族、関係者などからの相談を受けた。また、相談の内容によっては、面談や家庭訪問などを実施し、相談者のニーズに沿った支援につなげている。	相談の多くは、子どもの発達や成長、進路などに関する相談であるが、虐待に関する相談が平成28年度200件程度であったものが300件近くになり、児童虐待に関する地域の意識が高まっている。	平成29年度に同じ	
73	要保護児童対策地域協議会	要保護児童、要支援児童の早期発見・適切な保護のため、関係機関で情報の共有等を行い、配偶者暴力等の早期発見につなげます。	子ども家庭支援課	実務者会議に以下の部会を置き定期的に情報交換を行った。 イ 進行管理部会・・・足立児童相談所と子ども家庭支援課職員により構成し、要保護児童の支援状況の確認を行う 12回実施 ロ 地区連絡部会・・・足立児童相談所、子ども家庭支援課、各保健センター職員により構成し、特定妊婦、要支援児童、要保護児童の支援状況の確認、役割分担等を行う 8回実施 ハ 学校連絡部会・・・足立児童相談所、教育委員会、子ども家庭支援課職員により構成し、要保護児童、要支援児童のうち学齢児童の支援状況の確認、役割分担等を行う 2回実施	地区連絡部会において、特定妊婦、要保護児童、要支援児童、発達相談の対象児童についての情報を共有し、支援の必要な家庭を早期に発見し、関係機関が連携して援助した。	平成29年度に同じ	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
74	高齢者虐待防止ネットワーク事業	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を開催し、虐待防止に関わる関係機関の代表者と共に、虐待防止に関する普及啓発を図るとともに、関係機関の職員による多職種連携を強化します。このほか、高齢者虐待事例検証会議、高齢者虐待防止に関する研修会等を開催します。	高齢者支援課	第4期葛飾区高齢者虐待防止・擁護者支援計画(平成27年度～平成31年度)に基づき、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を年2回開催し、虐待防止に関する普及啓発を図るとともに、関係機関の職員による多職種連携を強化する。	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を年2回(8月・2月)開催し、各関係機関相互の連携を促進することができた。委員構成は、学識経験者、医師、弁護士、自治町会連合会会長、民生委員児童委員、警察署職員、介護事業所、特別養護老人ホーム、医療機関、社会福祉協議会、地域包括支援センターなど(男性14人、女性11人、計25人)である。被虐待高齢者は女性に多く、認知症により日常生活に支障を来すような症状・行動等があり、介護が必要な方の割合が依然として高いため、今後もハイリスク世帯に対する支援を行っていく必要がある。	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を年2回(7月・2月)開催予定	
施策の方向2 相談体制の充実							
75	配偶者暴力相談支援センター事業の取組	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談業務をはじめとする、様々な支援を行います。	人権推進課	・配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書発行件数:20件 ・保護命令関与件数:1件	男女平等推進センターで発行しているDV予防啓発冊子では配偶者暴力相談支援センターを相談窓口として掲載している。庁内では、関係各課とDV被害者支援に係る意見交換会を行った。	引き続き、証明業務等新規業務を含めた業務の円滑な運営を行う。相談窓口周知等による課題の把握等を行い、DV被害者の適切な早期支援につなげる。	
76	配偶者暴力防止に関する冊子等の作成・配布及び相談窓口の周知	配偶者暴力防止の啓発のための冊子等の作成・配布を行い、相談窓口の周知を行います。	人権推進課	DV予防啓発冊子(ひとりで悩まないで～DVハンドブック～)1,000部	26年度に作成して好評だったものを改訂し増刷した。DVについての基礎知識を、若年層向けに分かり易くまとめた冊子であり、イラストや漫画を使用している。改訂部分はストーカー規制法の改正部分の追記や内閣府の調査の数字を新しい年度のものに変更するなどが主であり、大きな変更はなかった。DV関連の講座や関係部署に配布を行った。	DV予防啓発クリアファイル(1,000部)を作成予定	
77	女性に対する暴力相談(DV相談)	暴力を受けた被害者に対して、専門カウンセラーが相談に応じます。	人権推進課	毎週月・木曜日 相談件数 422件(稼働率 36.6%)	相談件数が若干減少したことにより、稼働率も低下した。相談の性質上直前のキャンセルや、逆に飛び込みの相談の受入もあるため、現状で利用者にとって利用しやすい適正な水準を維持していると考えられる。	毎週月・木曜日	
78	女性相談	日常生活を営む上で問題を有する女性や配偶者暴力被害女性について、婦人相談員が広く相談を受け付けるとともに、婦人相談所等の関係機関と連携しながら、女性の必要な保護を図り、自立に向けた支援を行います。	東西生活課	女性相談 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時 東西生活課合計 相談実人員 551名 相談延べ人数 725名 (うちDV相談 203件)	【成果】 前年度と比べ相談件数が減少しているが、これは第5次計画策定に当たりカウント方法を変更したためである。しかし、DVからの避難のように婦人相談員が継続的に支援を行ったケースが多くみられ、女性の抱える問題の複雑さ、困難さが感じられる結果となった。 【課題】 女性の抱える複雑で困難な問題に適切に対応するため、婦人相談員相談・支援指針を活用しながら、各種研修に積極的に参加する等、専門性を深めるよう研鑽を積み必要がある。	女性相談 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時 東西生活課合計 相談実人員560名、相談延べ人数750名 (うちDV相談240件)	
79	外国人生活相談	外国人区民の日常生活全般や各種手続き、制度に関する相談を行います。	文化国際課	外国人生活相談 毎週月曜日(祝日の場合は翌火曜日に実施) 12:30～17:00(受付は16:30まで) 英語・中国語対応 対象:区内在住外国人 件数:英語64件、中国語119件 合計183件	葛飾区に転入された外国人にも幅広く周知するために、窓口での告知や広報誌等で周知するほか、職員に対しても継続して周知を行う。	外国人生活相談 毎週月曜日(祝日の場合は翌火曜日に実施。5月1日は英語相談のみ) 12:30～17:00(受付は16:30まで) 英語・中国語対応 対象:区内在住外国人	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
80	住民基本台帳事務における支援措置	DV等被害者からの申出に対し、専門的な知識を持った者が相談業務を行い、加害者からの被害者の住民票の写しおよび戸籍附票の写しの交付請求並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求があった場合、原則として拒否します。	戸籍住民課	DV等の被害者からの申出を受け、加害者から被害者の住民票及び戸籍の附票の写しの交付並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求があった場合、原則として拒否する。	平成29年度 DV等支援受付件数(他市区町村受付含む) 新規:189件 326人 継続:462件 915人	DV等の被害者からの申出を受け、加害者から被害者の住民票及び戸籍の附票の写しの交付並びに住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求があった場合、原則として拒否する。	
81	高齢者虐待防止事業	高齢者虐待に関する相談・通報を受け、高齢者総合相談センターと共に速やかに事実確認を行います。また、虐待や虐待のおそれがあると判断した場合は、その緊急性に応じて高齢者虐待防止法や老人福祉法に基づく措置等を行います。	高齢者支援課	高齢者の尊厳の保持という観点から、地域において総合的な相談窓口や介護予防・生活支援サービスの利用調整等の機能を担う地域包括支援センターを中心として、区及びその他、地域の関係機関等の連携により、地域における高齢者虐待防止のためのネットワークの形成、及びその運用を行い、もって、高齢者が安心して生活できる「虐待ゼロ」の地域社会づくりをめざす。	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会開催(8月・2月) 普及啓発事業 高齢者虐待防止研修2回開催 虐待事例検証会議開催(6月・11月・3月) 緊急一時保護(24件、延べ631日) やむを得ぬ事由による措置(23件、延べ2082日) 養護老人ホーム入所措置(52名申請)	高齢者の尊厳の保持のため、地域包括支援センター、地域の関係機関等と連携し、地域における高齢者虐待防止のためのネットワークの形成、及びその運用を行う。高齢者が安心して生活できる「虐待ゼロ」の地域社会づくりをめざす。	
施策の方向3 被害者の安全確保と自立に向けた支援への取組							
82	DV関係機関との連携会議の運営	被害者支援に関わる所管課及び警察・病院等との連絡会議を開催し、被害者保護や自立のための連携を強化します。	人権推進課	「DV防止関係機関連絡会」全2回 第1回:意見交換 平成29年7月27日(木)午前10時～正午、 参加者:関係機関18名、事務局5名 第2回:講義「精神疾患を抱えたDV被害者の多機関での連携支援について」 平成29年12月21日(木)午後2時～4時 講師:鈴木祐貴子(精神科医) 参加者:関係機関17名、事務局4名	第1回の連絡会において「相談者はメンタル面での課題を抱えている」との発言や出席者が希望する研修テーマに「多機関での連携支援、DV被害者の心のケア」という意見をふまえ、第2回は、DV被害者に見られる精神疾患の知識とうつ、PTSD等の精神疾患を抱えるDV被害者への対応についての講義を行った。被害者心理や支援者の課題等について理解が深まり今後の職務に役立つと、好評を得た。一方、講義のほかに出席者の情報交換もあり、限られた時間での進行は厳しく、各回の実施内容や開催時間について、検討したい。	「DV防止関係機関連絡会」全2回開催予定	
83	窓口職員等研修	配偶者暴力に関する正しい認識と二次被害防止のため、窓口職員をはじめとする全職員を対象としたDVに関する研修を行います。	人権推進課	「DV被害の現状と窓口対応について」 平成29年8月24日(木)午後2時～午後4時 講師:安藤由紀(東京ウィメンズプラザ 相談担当主任専門員)、石田恵美代(東京ウィメンズプラザ相談専門員) 出席者:一般職員(窓口) 56名	経験や所属により、受講者のDVの知識や被害者・加害者と関わる頻度が異なる。今後は、被害者・加害者の対応を具体例を多く紹介し、グループワークでロールプレイなどの実用的な内容にするなど再考が必要である。	「在日外国人のDV被害について～現状と対応」 平成30年8月23日(木)午後2時～午後4時 講師:特定非営利活動法人女性の家 サラ 理事 新倉久乃氏 出席者:一般職員(窓口) 56名	
84	被害者情報の適切な取り扱い	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律をはじめとする関係法令等を基に、住民情報共通データベースと連動する各課が連携を図りながら、保有する被害者の個人情報情報の管理を徹底します。	関係各課	加害者から追及される危険がある場合、各種行政サービスの手続きにおいて、被害者の個人情報に配慮した対応を実施した。	各種研修において、被害者情報の取り扱いや加害者対応について周知徹底を図った。今後も引き続き、各種行政サービスの手続きにおいて、被害者の個人情報に配慮した対応を実施する。	引き続き被害者の個人情報に配慮した対応を実施する。	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
施策の方向4 性暴力、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた取組							
85	さまざまな暴力防止に向けた講座・講演会	男女がともに人権を尊重しあえるよう、さまざまな暴力の防止に関する講座や講演会を開催し、暴力防止の啓発を行います。	人権推進課	「国際ガールズ・デイ企画 女の子たちの今ーセカイとニッポン」第1回「セカイの女の子について考えよう」 『Girl Rising ～私が決める、私の未来～』映画上映&ミニ講演 平成29年10月15日(日)13:30～16:00 講師: 寺田聡子さん(公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン(広報マーケティング部広報チーム シニアオフィサー) 受講者: 16名 第2回「ニッポンの女の子について考えよう。JKお仕事・AV出演～巧みな誘いに乗らないために」 平成29年11月5日(日)13:30～15:30 講師: 橋ジュンさん(NPO法人BONDプロジェクト代表) 受講者: 12名	第1回の受講者アンケートに、①女性限定にする必要はないのではないか、②募金箱があるとよかったという意見が書かれていたため、第2回の冒頭で次のように回答した。①については、初めての企画でもあり、会場にJKビジネスやAV関連の事業者が紛れ込んで進行を妨害する恐れと、講師に危害を加える恐れを回避するため、また暴力を受けた当事者が受講しやすいようにという理由を説明、②については、募金箱は置けないことを説明し理解を求めた。今後、男性やカップルで受講してもらえるような対策を考えたい。また、教員の参加があったことで、積極的に学校にアプローチして教員や生徒たちにも受講してもらえるような対策が必要と感じた。	平成30年10月20日(土) 「国際ガールズ・デイ企画」として映画上映とミニ講演を予定。 平成30年10月21日(日) 生涯学習課との共催講座。講師は大崎麻子さんを予定。	
86	人権啓発紙による啓発	全戸配布の人権啓発紙において、交際相手や家族間の暴力、性暴力、各種ハラスメントなど職場における暴力の根絶に向けた啓発記事の掲載や情報提供などを行います。	人権推進課	「こんにちは人権(全戸配布の情報紙)」 (H29/11月発行) 発行部数239,500部	基本のDVの基礎知識についての記事を、読者がイメージしやすくなるようイラストを多用して作成した。被害者向けではなく、「身近にDVの被害にあっている人がいたら」を想定した内容とした。また、「AV(アダルトビデオ)出演強要問題」「JK(女子高生)ビジネス問題」についてもコラムを掲載し、予防啓発をおこなった。女性に対する暴力に重点を置いた記事となったため、男性の被害者もいる旨の注意事項明記があっても良かった。	11月発行予定	
87	ハラスメント相談・苦情処理委員会の運営	セクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメントを対象とした問題解決、再発防止、抑止力としての委員会及び相談員を常設します。	人事課	ハラスメント相談・苦情処理委員会の開催 【開催日】平成29年6月22日 【委員構成】人事課長を委員長とし、人権推進課長、人材育成課長、人事課調整担当係長、委員長が推薦する職員2名、職員団体・労働組合が推薦する女性職員2名、同男性職員4名の計12名で構成	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントだけでなく、妊娠・出産・育児又は介護に関するハラスメントにも対象を拡大し、ハラスメントにかかる相談・苦情に対応することで、その解決等に努めた。	ハラスメント相談・苦情処理委員会の開催 【開催予定日】平成30年6月予定 【委員構成】平成29年度と同様	
施策の方向5 メディアにおける男女の人権尊重とメディア・リテラシーの向上							
88	メディア・リテラシー向上に向けた講座	テレビ・新聞・インターネットなどのメディアを使いこなし、情報を取捨選択して活用する能力の向上を目指した講座を開催します。	人権推進課	「ジェンダーとメディアリテラシー～情報に惑わされない私～」 平成29年9月19日(火)午前10時～正午 講師: 諸橋泰樹(フェリス女学院大学教授) 参加者: 16名 連続講座「自分らしさで輝くオトナのオンナ」の初回講座として開催	メディアの情報をどう読み解くか、海外のテレビ番組を題材にして、登場人物の性別・役割・場面・表情・セリフなどから番組が意図しているものやジェンダーの視点からの問題などについて、グループごとに協議し意見発表を行った。メディアからの情報を鵜呑みにするのではなく、どう理解するのかといった視点を持ちメディアと付き合っていくことが必要であるとの認識が深まった。	「フリーなママになるレッスン」の講座に組み入れる予定。「ディズニーアニメに見るジェンダー」講師: 国広陽子さん	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
89	情報教育の推進(情報教育担当職員研修)	子どもたちの情報活用能力の向上を図ることにより人権感覚をそなえたメディア活用能力の育成を図るため、各校の情報教育担当者の指導力向上研修会を実施します。	指導室	<ul style="list-style-type: none"> 区教育委員会主催で各校教員対象にコンピュータ実技研修会を夏季休業中に実施。 各校に1名設置する情報教育リーダー対象の研修会を年2回実施。 27年度3月に区内全中学校生徒会で作成したSNSかつしかっ子に基づいた、情報モラル教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 区教育委員会主催で各校教員対象にコンピュータ実技研修会を12講座実施し、のべ57名が参加した。 情報教育リーダー対象の研修会を年2回実施した。 今後の課題としては、情報教育リーダーを活用しての校内コンピュータ研修会をさらに実施していくこと。 各家庭でのSNSルールを決めることについての啓発の継続。 	<ul style="list-style-type: none"> 区教育委員会主催で各校教員対象にコンピュータ実技研修会を継続して実施。 各校の情報教育リーダー対象の研修会を年間2回実施。 	
90	地域における有害広告物・不健全図書・自動販売機の追放活動への支援	協力員の調査を通じた有害広告物等の撤去により、「性の商品化」を解消し、青少年の健全な育成を図ります。	地域教育課	(1) 協力員(区内31名)による調査活動(地区により調査回数等が異なる)	<p>昨年に続き、協力員に対し調査活動への参加を促している。</p> <p>今後は、PCや携帯、スマホなどによる有害な画像・情報を、どのように子どもたちの目に触れさせないようにするかが引き続きの課題である。また、協力員の数を増やせないかについて、青少年育成地区委員会に対し、各地区2名を目標に呼びかけを継続する。</p>	<p>協力員の実働人数を把握するため、東京都へ最新版の協力員名簿について提供依頼している。</p> <p>同時に、協力員の実働時間や見回り件数等の指標について提供依頼をする。</p>	
課題2 多様性の尊重							
施策の方向1 多様な性、多様な生き方を認める人権尊重の意識づくり							
91	多様性に関する講座・講演会等【新規】	性別や文化、価値観などの違いにとらわれることなく、個人の人権が尊重され、その能力を十分に発揮できる社会を目指し、多様性に関する講座を開催します。	人権推進課	事業番号5に記載と同じ	事業番号5に記載と同じ	保育士研修での実施を検討する。	
92	LGBT啓発物の作成【新規】	カード等の啓発物の作成・配布を通じて、性的マイノリティに対する理解不足や偏見をなくし、多様な性を認める意識づくりに取り組みます。	人権推進課	実施なし	実施なし	31年度以降に作成予定	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
------	-------	------	-----	----------	---------------	----------	----

推進体制 男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制

課題1 推進体制の強化に向けた取組

施策の方向1 男女平等推進センター機能の充実

93	男女平等推進センター及びセンター事業の周知・情報発信	広報活動やイベントの開催などを通じて、男女平等推進センターや実施事業の周知を行い、センターの認知度向上及び利用促進を図ります。	人権推進課	広報かつしか6月25日号男女共同参画週間特集、こんには人権(年1回)、LooP(年1回)、男女共同参画カレンダー(年1回)の発行・配布のほか広報かつしか及び区ホームページによる情報掲載を行い、男女平等や男女共同参画の意識づくりに努めた。	イベント情報や啓発記事は、広報かつしかへの掲載、チラシの配布を作成して広報を行った。区ホームページだけでなく、フェイスブック・ツイッター等のSNSを活用した。今後も効果的な広報媒体を活用し、情報発信を強化し、男女平等センターの利用者の拡大及び、男女平等の意識づくりに努めていく。	広報かつしか6月15日号男女共同参画週間特集、こんには人権(年1回)、LooP(年1回)、男女共同参画カレンダー(年1回)の発行・配布、広報かつしか及びホームページへの情報掲載を行い、男女平等や男女共同参画の意識づくりに努める。	
94	男女平等に関する書籍等の収集・提供	男女平等意識の啓発を図るため、男女平等に関する書籍を図書資料室で収集し、閲覧・貸出を行います。また、その他のパンフレットやチラシ等についても館内に配架し、情報提供に努めます。	人権推進課	年5回、男女平等・人権に関する図書購入をし、男女平等推進センター図書資料室にて区民に閲覧・貸出をした。	講座講師の書籍や講座テーマに関する書籍を積極的に所蔵した。講座開催時に教室内に関連する図書を展示したり図書資料室で事前に関係資料の特集展示を行った。「パルフェスタ」で図書資料室の紹介パネルを展示し図書資料室の周知に努めた。	年5回、男女平等・人権に関する図書購入をし、男女平等推進センター図書資料室にて区民に閲覧・貸出を行う。	
95	各種相談事業	女性のさまざまな悩みに対して弁護士やカウンセラーが相談に応じます。男性の悩みごとについても、電話相談を行います。	人権推進課	(1)法律相談 毎週火曜日 相談件数:151件 (稼働率77.0%) (2)悩みごと相談 毎週月～金曜日 相談件数:804件 (稼働率54.9%)	法律相談と悩みごと相談ともに、件数・稼働率とも高い水準で安定して推移している。	(1)法律相談 毎週火曜日 (2)悩みごと相談 毎週月～金曜日	
96	相談事業における一時保育事業	男女平等推進センターで行っている女性のための各種相談を気軽に利用できるよう、相談時間中の一時保育を実施します。	人権推進課	(1) DV相談 件数: 6件 (2) 法律相談 件数: 5件 (3) 悩みごと相談 件数: 4件	区ホームページで広報を行っているほか、電話予約時に保育の案内を行っている。特にDV相談や法律相談では電話相談よりも面談の方が好まれ、また、DV相談者には乳幼児連れも多く、一時保育の需要は大きい。引き続き、相談者のニーズに応じて一時保育の利用を推進する。	29年度と同様に相談時一時保育を行う。	

施策の方向2 区・区民・民間団体間の連携・協働

97	「葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査」の実施・公表	本計画の推進状況を毎年調査し、結果を区ホームページ等で公表します。	人権推進課	葛飾区男女平等推進条例第2章第8条第4項に基づき、葛飾区男女平等推進計画の進捗状況調査を行い、結果はホームページに公表した。	平成29年4月に、平成28年度における葛飾区男女平等推進計画の進捗状況の調査を行い、8月に公表した。	葛飾区男女平等推進条例第2章第8条第4項に基づき、葛飾区男女平等推進計画の進捗状況調査を行い、結果はホームページに公表する。	
98	男女平等推進本部	男女平等推進計画の推進を図るため、庁内組織である推進本部を運営し、全庁を挙げて取組を進めていきます。	人権推進課	H29/6/22 政策・方針決定過程への女性の参画状況調査結果等	政策・方針決定過程への女性の参画状況調査結果、第4次男女平等推進計画進捗状況調査報告、平成28年度男女平等推進事業実施報告を行った。	年1回開催予定	

事業番号	計画事業名	事業内容	所管課	29年度実施内容	29年度の成果・今後の課題	30年度実施予定	備考
99	男女平等推進審議会	葛飾区の男女平等推進施策を推進するため、男女平等推進審議会を開催し、計画の進捗評価等を行います。	人権推進課	H29/7/12、H30/2/8 全2回 ・第1回「政策・方針決定過程への女性の参画状況調査結果等」 ・第2回「平成29年度男女平等推進事業報告(平成30年1月末現在)等」	29年度は第5次男女平等推進計画の計画期間初年度であった。調査結果や事業の進捗状況に対する審議を行った。	計画掲載事業の選定、計画書内容の審議等を行い、平成33年度末に計画策定を行う。	
100	男女平等苦情調整委員会	男女平等社会の実現を阻害すると思われる、区の施策や事業、職場や地域等に対する苦情の申立てを受け付けます。	人権推進課	平成30年1月11日(水)午後2時～午後4時 ・政策・方針決定過程への女性の参画状況調査結果等	今年度は苦情申し立て件数は0件であった。委員会では政策・方針決定過程への女性の参画状況調査結果、第4次男女平等推進計画進捗状況調査報告を行った他、29年度から開始された第5次男女平等推進計画の概要説明を行った。出席者の苦情調整委員3名の活動近況報告等も行われ、男女平等推進に関する提言等をいただいた。	31年2月頃に開催予定	
課題2 国・東京都との連携							
101	男女平等の諸施策の充実に向けての国・東京都への要請	区の権限を超える法の整備や諸制度の充実について、国や東京都へ要請します。また、他自治体や関係機関と積極的に連携を図り、施策の推進に取り組みます。	人権推進課	実施なし	必要に応じて要請を行う	必要に応じて要請を行う	